

玉村町企業版ふるさと納税寄附金募集要項

玉村町では、地域再生計画「玉村町まち・ひと・しごと創生推進計画」に基づき、地方創生を推進し、持続可能なまちづくりを実現させるため、次の事業の実施に対し、玉村町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附金を募集します。

1 対象事業

- (1) 安定した雇用を創出する事業
- (2) 地域の個性を生かした人の流れをつくる事業
- (3) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
- (4) 時代にあった魅力的な地域をつくる事業

2 募集対象企業

玉村町以外に本社（主たる事務所又は事業所）を置く企業

3 目標寄附額（地域再生計画に記載された金額）

4億8,600万円

※寄附額の下限額は、10万円です。

4 募集期間

地域再生計画の認定日から令和10年3月31日まで

5 寄附金の払込時期

各法人（寄附企業）の事業年度内に寄附金を振り込むことが必要です。

（例）令和7年4月から令和8年3月（令和7年度）が事業期間の法人（3月決算法人）

令和7年4月から令和8年3月（令和4年度）までの間に寄附金を払い込むことにより、令和7年度の法人税等の納税の際に軽減措置を受けることができます。

6 税制上の優遇措置

税制上の優遇措置として、次のとおり最大9割の税の軽減措置を受けられます。ただし、各税の軽減措置には上限があります。

- (1) 法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- (2) 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- (3) 法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

← 寄附額 →

損金算入（約3割） 国税+地方税	（4割） 法人住民税+法人税	（2割） 法人事業税	（1割） 企業負担
---------------------	-------------------	---------------	--------------

※令和2年4月1日以後に開始する法人（寄附企業）の事業年度から適用されました。

7 寄附の申込方法

別紙申込書に必要事項をご記入後、メール、FAX、郵便のいずれかの方法で下記まで送付してください。

〒370-1192

群馬県佐波郡玉村町大字下新田 201

玉村町役場 企画課 魅力発信係

Tel : 0270-64-7711 Fax : 0270-65-2592 Mail : f-nouzei@town.tamamura.lg.jp

8 寄附金の払込方法

(1) 納入通知書による払い込み

納入通知書を送付しますので、金融機関にて払い込みください。なお、下記以外の金融機関で払い込む場合は、振込手数料が必要となります。

群馬銀行本・支店、桐生信用金庫本・支店、JA佐波伊勢崎本・支店、ぐんまみらい信用組合本・支店、JAたかさき本・支店、アイオー信用金庫本・支店、高崎信用金庫本・支店、東和銀行本・支店、中央労働金庫本・支店、しのめ信用金庫本・支店、玉村町役場会計課

(2) 振込取扱票による払い込み

振込取扱票を送付しますので、お近くの郵便局で払い込みください。

(3) 銀行等からの口座振込

玉村町会計管理者の口座情報をご連絡しますので、お近くの金融機関でお振り込みください。

9 寄附後の手続き

寄附金の入金確認後、玉村町から受領証を送付いたします。税額控除を受ける際に必要となりますので、保管ください。

10 寄附に対する周知

寄附者の希望に応じて、次の各号のいずれかに該当する周知を行います。

- (1) 10万円以上の寄附は、広報たまむら及び町ホームページへ企業名を掲載します。ただし、広報は1度のみ、町ホームページは1年間掲載します。
- (2) 100万円以上の寄附は、感謝状贈呈、広報たまむら及び町ホームページへ企業名・企業の取組を掲載します。ただし、広報は1度のみ、ホームページは5年間掲載します。

11 寄附申込の拒否及び受納済み寄附金の返還

寄附者からの寄附金が次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附の申込を拒否し、又は既に受納した寄附金を返還する場合があります。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）からの寄附であると認められる場合
- (3) 政治的活動及び宗教的活動又はこれに類する活動を目的とした団体及び個人からの寄附であると認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が拒否し、又は返還することが適当であると認める場合